

## 第三級海上特殊無線技士試験問題

法規 20問 } 30問 1時間  
無線工学 10問 }

### 法 規

(注) 次の各問題の記述について、正誤のいずれかを選び、答案用紙の答欄に正しく記入（マーク）すること。

- 1 船舶局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。
- 2 免許人は、船舶局の識別信号（呼出符号、呼出名称等をいう。）の指定の変更を受けようとするときは、あらかじめ免許状の訂正を受けなければならない。
- 3 電波の質とは、電波の型式、周波数及び空中線電力をいう。
- 4 第三級海上特殊無線技士の資格を有する者は、船舶局の空中線電力10キロワット以下のレーダーの外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作を行うことができる。
- 5 無線従事者は、無線通信の業務に従事しているときは、免許証を携帯していなければならない。
- 6 船舶局は、遭難通信を行う場合でも、免許状に記載された通信の相手方の範囲を超えて運用してはならない。
- 7 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- 8 船舶局は、相手局を呼び出そうとする場合において、遭難通信等を行うときを除き、他の通信に混信を与えるおそれがあるときは、その通信が終了した後でなければ呼出しをしてはならない。
- 9 漁船の船舶局は、自局に対する無線電話による呼出しを受けたとき、操業中であれば直ちに応答しなくてもよい。
- 10 船舶局は、海岸局と通信を行う場合において、通信の順序について海岸局から指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。
- 11 船舶局は、自局に対する無線電話による呼出しを受けたときは、直ちに応答しなければならない。
- 12 船舶局の無線電話による呼出しは、次の事項を順次送信して行う。
  - ① 自局の呼出名称 3回
  - ② 相手局の呼出名称 3回
- 13 船舶局は、緊急通信を行っている場合は、自局の付近にある遭難している船舶の遭難通信を受信しても、これに応答しなくてもよい。
- 14 船舶局における遭難呼出しは、特定の無線局にあててはならない。
- 15 船舶局は、「緊急」又は「パン パン」の信号を受信したときは、遭難通信を行う場合を除き、少なくとも1分間継続してその通信を受信しなければならない。
- 16 「安全通信」とは、船舶又は航空機の航行に対する重大な危険を予防するために安全信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。

- 17 漁船の船舶局(漁業の指導監督用のものを除く。)と漁業用の海岸局(漁業の指導監督用のものを除く。)との間において行う漁業に関する無線通信は、漁業通信ではない。
- 18 無線従事者が電波法に違反すると、その免許を取り消されるか、又は3箇月以内の期間を定めてその業務に従事することを停止されることがある。
- 19 免許人は、船舶局が遭難通信を行ったときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
- 20 船舶局の免許状は、掲示を困難とするものを除き、主たる送信装置のある場所の見やすい箇所に掲げておかなければならない。